

## 第9章 給水主管工事の取扱い

## 第9章 給水主管工事の取扱い

分譲地や集合住宅、商店舗等の開発において布設する給水管のうち、公道部や分譲地内共有道部に布設の $\phi 50$  mm以上の管路（以下「給水主管」という。）については、工事完了検査合格ののち企業団へ無償譲渡することを前提のうえで工事を行わなければならない。したがって、設計施工については、十分留意すること。

### 9-1 給水主管工事の適用条件

給水主管は以下の場合とする。

- (1) 宅地分譲開発地において、公道部及び分譲地内共有道部へ縦断布設を行う場合（図9-1）
- (2) 集合住宅、商店舗、工場等の建設において、給水装置の引き込みのために公道部へ縦断布設を行う場合（図9-2）
- (3) その他企業長が、給水主管と認めた場合

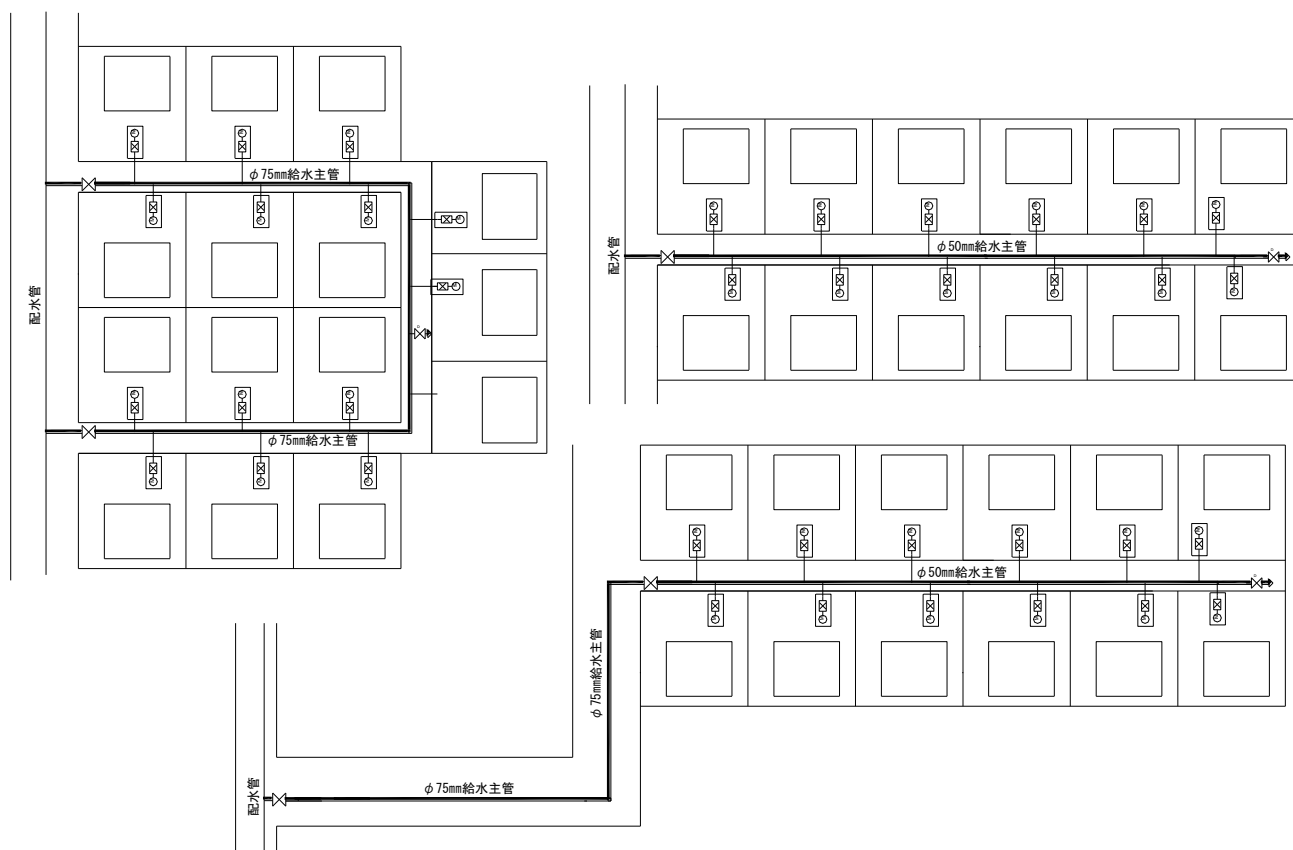


図9-1 宅地分譲開発地への給水主管

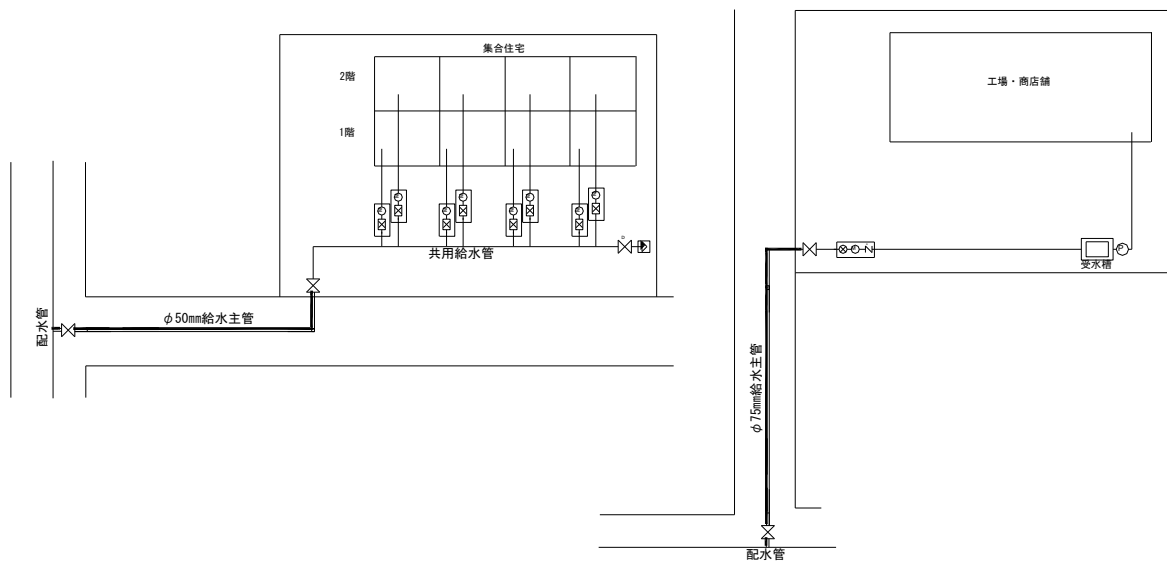


図 9-2 集合住宅等へ引き込む際の給水主管

### 9-2 給水主管工事の施工条件

- ① 給水主管は給水装置かつ企業長が認める配水管の扱いとなるため、開発事業に伴う給水装置の設置に関する要綱に基づき、本基準書及び企業団設計・施工基準書に則して設計、施工すること。
- ② 給水主管と認定された管路については、企業団に無償譲渡すること。
- ③ 無償譲渡を行わない場合は、公道部の布設に関しては道路管理者への道路占用許可申請を事業者自ら行うと同時に、道路占用料を道路管理者へ納めること。また、公道部・私道部に限らず、維持管理（管破裂等による漏水修繕、老朽化等に伴う布設替）の一切は、事業主が行うこと。
- ④ 工事の設計及び施工は、企業団が行う。ただし、事業者が設計及び施工を給水条例第 8 条に規定する指定事業者へ依頼した場合は、この限りではない。
- ⑤ 施工業者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、水道施設工事業の許可を受けているものとする。ただし、企業長が認めたものについては、この限りではない。
- ⑥ 企業団が負担を行い、管路の統合を行う場合は、費用負担区分及び負担金額等は、別途協議とする。

### 9-3 事前協議

給水主管・消火栓等を設置する場合は、工事申請前に「開発事業に伴う給水装置の設置に関する協議書」に必要図書を添付して、事前協議を行わなければならない。

#### 添付書類

- ① 協議書（企業団様式）
- ② 位置図（住宅地図）
- ③ 一般平面図
- ④ 区画割図
- ⑤ 建物平面図
- ⑥ 字図写し
- ⑦ その他企業長が必要と認めた図書

#### 9-4 給水主管の口径の決定

- (1) 宅地分譲造成地、集合住宅等においては、「第3章 給水装置工事の計画・設計」及び下記表 9-1、9-2 を参照のもと、給水主管及び共用給水管の口径を決定すること。なお、下表の「口径別の分岐制限」(参考)は一般的な戸建て住宅を標準とした簡易的参考資料であるため、集合住宅等二階以上に浴室、台所が常設される場合は、上記基準戸数に該当する口径の一口径上で設定すること。

表 9-1 口径別の分岐制限（参考）

給水主管口径	φ20 mm分岐数
φ50 mm	約 16 戸
φ75 mm	約 45 戸
φ100 mm	約 80 戸

表 9-2 換算表

メーター口径	φ13 mm～φ20 mm	φ25 mm	φ30 mm～φ40 mm
換算値	1	1.7	5.6

- (2) 工場や商店舗等においては、水理計算のうえ口径を決定すること。なお、受水槽設置の施設にあたっては同様である。

#### 9-5 給水主管工事の申請

給水主管の工事を施工するにあたり、通常の給水装置工事申込みと並び、必要図書を添付して給水主管新設工事の申込みを行うこと。

##### 添付書類

- ① 給水主管新設工事（様式第 3 号）
- ② 給水装置工事申込書（様式第 1-1 号）
- ③ 竣工検査願（様式第 4 号・事前提出）
- ④ 寄附採納願（様式第 5 号・事前提出）

- ⑤ 工事施工計画書（西佐賀水道企業団発注工事に準ずる）
- ⑥ 材料検査申請書（西佐賀水道企業団発注工事に準ずる）
- ⑦ 当該給水主管工事の見積書（参考資料）
- ⑧ 設計図（平面図、配管詳細図、道路復旧土工図、道路横断図等）
- ⑨ 水理計算書等、各種計算書
- ⑩ 事前協議の回答書写し
- ⑪ その他企業長が必要と認めた図書

#### 9-6 給水主管工事の施工

- ① 管種については、口径φ50 mmは水道用ポリエチレン管二層管、配水用ポリエチレン管、S50形ダクタイル鋳鉄管、口径φ75 mm～φ100 mmは配水用ポリエチレン管、GX形ダクタイル鋳鉄管とする。また、給水主管の分岐材料、継手、各分譲宅地の給水装置についても、「第4章給水装置の構造及び材質」及び「第6章給水装置の施工」に基づき施工すること。
- ② 原則として、譲渡される給水主管の分岐は、分岐される配水管の口径以下とする。ただし、管網化がなされている場合は、その限りではない。また、口径φ250 mm以下の配水管から分岐するものとし、周辺の水圧・水量等に影響を与えない口径とする。
- ③ 工事施工前に「工事材料検査申請書」に必要書類を添付して、材料検査を受けなければならない。
- ④ 分岐については、事前に企業団へ連絡し、立会いを求めなければならない。
- ⑤ 仕切弁については、ソフトシール仕切弁を使用すること。
- ⑥ 末端部には、排水弁を設置すること。
- ⑦ 公道部及び分譲地内共有道部等には埋設表示シート、探知マーカ―を布設すること。
- ⑧ 分岐、布設後における仕切弁等の操作は、企業団の指示なく行ってはならない。また、排水、空気抜、洗管等の作業は、原則として企業団職員が行うので、事前に作業予定日について協議すること。
- ⑨ 分譲地宅内に本基準に基づくメーターボックスと直結止水栓を設置し、直結止水栓用砲金キャップを取付けること。
- ⑩ 分譲地宅内のメーターボックスは、車両による破壊防止のため、目印となる木杭等を立ち上げること。
- ⑪ 消火栓の設置要件等については、別途協議をすること。

#### 9-7 工事完成後の竣工検査

工事完成後には、検査願及び完成図書を提出のうえ、企業長の検査を受けるこ

と。（完成図書は、企業団発注工事に準ずる。）

#### 9-8 寄附採納

竣工検査の合格後、「寄附採納願」に関係書類を添付して、速やかに提出しなければならない。

※添付書類

※工事竣工図（管布設状況を赤色で記入）